

佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

佐賀県教育委員会規則第 5 号

佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県教育センターの管理に関する規則（昭和54年佐賀県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（所長の専決事項） 第 8 条の 2 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 （1） 略 （2） 職員の旅行を命令すること。 （3）～（7） 略 2・3 略</p>	<p>（所長の専決事項） 第 8 条の 2 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 （1） 略 （2） 職員の旅行<u>又は時間外勤務</u>を命令すること。 （3）～（7） 略 2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。